

## 令和6年度新規創業者等支援事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、飯塚商工会議所（以下「当所」という）が、中心市街地商店街の魅力の向上及び商業の活性化を図るため、新規創業者等支援事業（以下「本事業」という。）を実施するにあたっての補助金交付について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 商店街連合会に属する商店街エリア 飯塚市商店街連合会5商店街（本町・東町・吉原町・昭和通り・新飯塚）に加入できるエリア
- (2) 空き店舗 商店街連合会に属する商店街エリアにおいて未入居状態が1月以上継続している店舗の用に供することができる建物の全部又は一部
- (3) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (4) 暴力団員 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

### (要件等)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、本事業において、支援対象者として決定した小規模事業者※である個人又は団体等とする。

2 補助金の交付の対象となる事業（以下「対象事業」という。）の種類は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 商店街連合会に属する商店街エリアにて、新規創業する方
- (2) 商店街連合会に属する商店街エリア外に店舗を持ち、商店街連合会に属する商店街エリアにて新たな事業を展開する方
- (3) 商店街連合会に属する商店街エリア外に店舗を持ち、商店街連合会に属する商店街エリア内へ移転及び新規出店（2店舗目までに限る）を行う方
- (4) 上記（1）～（3）を満たし、且つ、3年以上事業の継続が見込める事業者  
上記対象者が出店する際に必要な店舗の家賃及び広告宣伝費を補助。

※小規模事業者とは、小規模事業者支援法では、業種ごとに従業員数で小規模事業者であるか否かを判断しています。

商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数	20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数	20人以下

3 対象事業は、商店街連合会に属する商店街エリアにおいて実施されなければならない。よって管轄地区の商店街への加入及び飯塚商工会議所の会員となり、その後の経営指導

等を受けること。

但し、管轄地区の商店街会費 3 ヶ月程度及び飯塚商工会議所の年会費の支払い確認後補助金を交付するものとする。

4 補助金の交付対象となる経費及び補助金の額は別表 1 に定めるとおりとし、予算の範囲内で交付する。

(補助金からの排除対象者)

第 4 条 当所は、前条の規定にかかわらず補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金からの排除対象者（以下「排除対象者」という。）として補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(補助金の交付申請)

第 5 条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、当所に、第 1 号様式による交付申請書に別表 2 に定める書類（第 10 号の書類については、申請者が法人の場合に限る。）を添えて、申請しなければならない。ただし、当所が特に認める場合はその一部を省略することができる。

2 当所は、別表 2 の必要な店舗の家賃及び広告宣伝費補助の申請書に添付する書類のうち第 1 号、起業するための空き店舗の家賃補助事業で申請書に添付する書類のうち第 2 号、第 7 号及び第 9 号の書類が提出されたときは、当該書類の原本と照合するものとする。

(交付決定)

第 6 条 当所は、前条の申請書を受理した場合は、新規創業者支援事業補助金交付審査会にて適正に審査し、認められる場合は速やかに交付決定を行うものとする。なお、第 3 条第 2 項第 2 号の事業により交付決定する場合は、次の各号に定める条件を付して交付決定するものとする。

(事業の適正運営)

第 7 条 補助事業者は、対象事業の実施にあたり適正かつ効率的な予算執行に努めなければならない。

(交付決定後の事業内容の変更)

第 8 条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた後に事業の内容又は経費の変更をしようとするときは、あらかじめ当所の承認を受けなければならない。ただし、当所が軽微な変更と認める場合はこの限りではない。

(事業者の責に帰する場合は決定の取消等)

第9条 当所は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。(補助金の返還を含む)

- (1) この要綱又は他の関係法令若しくは交付の際付された条件に違反した場合
- (2) 虚偽又は不正な手段により補助金等の交付の決定を受けた場合
- (3) 第4条に規定する排除対象者であることが確認された場合
- (4) 3ヵ年以上の事業の継続ができなかった場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、重大な過失等があり当該事業の適正な履行が行われないと認められる場合

2 当所は、前項の規定による取消又は変更したときは、直ちに補助事業者に通知するものとする。

(補助金の実績報告)

第10条 補助事業者は、当該事業が完了した時は、第8号様式による実績報告書に別表2に定める書類を添えて、速やかに当該事業の実績を当所に報告しなければならない。

2 当所は、必要な店舗の広告宣伝費補助事業の実績報告に添付する書類のうち第1号、起業するための空き店舗の改装費補助事業の実績報告に添付する書類のうち第2号、第3号及び第4号の書類が提出されたときは、当該書類の原本と照合するものとする。

(補助金に係る経理)

第11条 補助事業者は、補助金に係る経費についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(実施事業の調査等)

第12条 当所は、補助金の執行の適正を期するため、補助事業者に対し、対象事業の実施状況に関し報告をさせ、又は当所職員をして関係場所に立入調査をさせ、対象事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

(その他必要な事項)

第13条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、当所が別に定める。

(重複補助の禁止)

附 則

この要綱は、令和6年8月1日から施行し、令和6年度に実施された対象事業から適用する。

別表1（第3条関係）

対象事業	補助金の対象となる経費	補助金の額
起業するために必要な店舗の広告宣伝費補助事業	商店街連合会に属する商店街エリアに起業、 <u>または新たな事業展開、移転及び2店舗目の出店を行うための広告宣伝費。</u>	左欄に掲げる経費のうち予算の範囲内の額（1店舗50万円以内） 但し、同一店舗内に複数社入る場合は、契約状況等を考慮し、申請額の上限を決定する。
起業するために必要な店舗の家賃補助事業	商店街連合会に属する商店街エリアに起業、 <u>または新たな事業展開、移転及び2店舗目の出店を行うための店舗家賃。</u>	

別表2（第4条、第7条関係）

対象事業	申請書に添付する書類	実績報告に添付する書類
起業するために必要な店舗の広告宣伝費補助事業	①店舗の広告を掲載する紙面の写し ②その他必要と認める書類	①領収書または支払いを証明する書類の写し ②その他必要と認める書類
起業するために必要な店舗の家賃補助事業	①事業収支予算書（第2号様式） ②店舗の賃貸借契約書の写しまたは売買契約書の写し（いずれも契約者が申請者本人のものに限る。） ③起業者調書（第4号様式） ④店舗経営計画書（第5号様式） ⑤申請者の滞納なし証明書 ⑥店舗の位置図 ⑦店舗が立地する各商店街振興組合等の加入申込書（該当する商店街振興組合等の受付証明があるもの）と飯塚商工会議所会員加入申込書の写し ⑧役員全員を記載した役員名簿（第7号様式） ⑨その他必要と認める書類	①店舗の家賃を支払った領収書または支払いを証明する書類の写し（通帳のコピー等） ②その他必要と認める書類